



平成25年度の国民年金保険料

4月からの国民年金保険料は、1万5,040円(月額)で、前年度(1万4,980円)より60円高くなりました。

特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢引上げがはじまりました

厚生年金に1年以上加入していた方は、現在60歳から65歳になるまで「特別支給の老齢厚生年金」を受け取れますが、平成25年度に60歳になる男性から、平成37年度にかけて段階的に受給開始年齢が引き上げられます。

ただし、年金事務所「繰上げ請求」をすれば、受給開始年齢よりも早く年金を受け取ることができます。

なお、様々な注意点もありますので、詳しくは旭川年金事務所にご相談ください。

○男性の方の受給開始年齢

生年月日	報酬比例部分の受給開始年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以降	65歳(老齢厚生年金)



○女性の方の受給開始年齢

生年月日	報酬比例部分の受給開始年齢
昭和33年4月1日以前	60歳
昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	61歳
昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	62歳
昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	63歳
昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	64歳
昭和41年4月2日以後	65歳(老齢厚生年金)



20歳がスタート！国民年金

公的年金には国民年金、厚生年金、共済年金があります。このうち国民年金には日本に住む20歳から60歳になるまでのすべての方が加入し、共通の基礎年金が支給されるようになっていきます。

また、会社などに勤めている方は、同時に厚生年金(会社員)や共済年金(公務員など)にも加入することになり、年金を受け取る時は基礎年金に上乘せされた年金が受けられます。

保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めます。

月々の保険料は、翌月末日までに納めることになっています。保険料の納め忘れ(未納期間)があると、将来、受け取る年金額が減ったり、万一のとき受けられなくなる場合があります。

保険料の納め忘れにご注意ください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
 (電話) 34・2121内線413
 日本年金機構 旭川年金事務所
 (電話) 0166・72・5002